

平成 25 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 山口 悟郎
(コード番号 6971 東証・大証 第1部)
問合せ先 取締役 執行役員常務 青木 昭一
(TEL (075) 604-3500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 25 年 4 月 25 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 59 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社の社外取締役としてふさわしい優秀な人材を迎えるため、会社法の規定に従い、社外取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第 28 条（社外取締役の責任免除）を新設するものであります。

また、これに伴い、現行定款第 28 条以下の条数の繰り下げを行うものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p><u>第 28 条 (社外取締役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ</u> <u>り、社外取締役との間に、任務を怠ったこと</u> <u>による損害賠償責任を限定する契約を締結</u> <u>することができる。ただし、当該契約に基づ</u> <u>く責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に</u> <u>定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 <u>28</u> 条 } ↓ 第 <u>39</u> 条 } (条文省略)</p>	<p>第 <u>29</u> 条 } ↓ 第 <u>40</u> 条 } (現行どおり)</p>

以 上